

令和7年5月20日

観音寺市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

観音寺市農業委員会
会長 合田 政光

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下、「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

観音寺市の農業は、農家1戸あたりの平均耕地面積が全国平均の半分以下で規模は零細であるが、温暖少雨の瀬戸内式気候等、その恵まれた自然環境と立地条件を活かし、野菜を基幹に水稻、麦、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営や施設園芸等集約的な経営が展開されている。

しかしながら、農業従事者の減少や高齢化等により遊休農地等が増加することが懸念されるところであり、農業委員会としては、遊休農地の発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業を活用した利用調整等、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を示したものと及び農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図等を明確化し、公表するものをいう。）の実現に資する取り組みを推進していく必要がある。

よって、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、標記指針の具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法に規定される香川県の基本方針及び観音寺市の基本構想を踏まえ、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員並びに農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）及び「最適化活動の目標の設定等」（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）のとおりとす。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法等

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積 | 遊休農地面積 | 遊休農地の割合 |
|------------------|---------|--------|---------|
| 現状 (令和7年3月) | 2,720ha | 18.5ha | 0.68% |
| 目標① (令和10年3月) | 2,690ha | 15.5ha | 0.58% |
| 目標② (令和17年3月) | 2,585ha | 12.0ha | 0.46% |

【目標設定の考え方】

- ・管内の農地面積は農地転用等により目標①時点までは年間10ha程度、それ以降目標②時点までは年間15ha程度減少すると想定。
- ・農業者の高齢化、担い手の不足等により大きな解消は見込めないため、令和10年3月までは年間1ha程度、それ以降、令和16年3月までは年間0.5ha程度を解消していくものとする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法

- ・推進委員と農業委員が連携協力し、農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施について協議・検討し、調査を行う。実施時期、調査方法等については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施するが、地域の実情等も考慮して通年での動向をみていく。
- ・利用意向調査の結果を踏まえて、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。また、遊休農地の利活用促進事業等の交付金等の活用について周知啓発を行う。
- ・違反転用の早期発見・発生防止等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

- ・遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積 | 農地利用集積面積 | 集積率 |
|------------------|---------|----------|--------|
| 現状 (令和7年3月) | 2,720ha | 1,413ha | 51.94% |
| 目標① (令和10年3月) | 2,690ha | 1,576ha | 58.58% |
| 目標② (令和17年3月) | 2,585ha | 1,764ha | 68.25% |

【目標設定の考え方】

・「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）」の第1・2・(1)・①・アの農地集積に係る目標の設定に基づき、「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」において掲げられている政策目標（令和12年度までに担い手への農地利用の集積率67%）を達成するため毎年、2%（54ha）程度～1%（27ha）程度以上の集積により、令和12年度末における集積率67%を目指す。なお、目標の達成が困難と見込まれる場合、本指針の検証を行い、可能な限り早期での目標の達成を図れるよう施策や手法について検討する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ・地域の農業の将来方針となる「地域計画」の主管課である市農林水産課をはじめとする関係機関と連携を図るとともに、計画の策定・変更に主体的に関わっていくものとする。
- ・農地の貸借については、原則、機構法に統一されるが、農業者の意向も尊重しつつ、状況により農業委員並びに推進委員が持つ地域の情報や繋がり等も活用し、農地機構による貸借、また地域計画の達成に寄与していく。
- ・ホームページや農業委員会だより等を通じ、地域計画や農地中間管理事業等の制度の周知を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- ・担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者（経営体数） | 面積（ha） |
|------------------|-------------|--------|
| 現状 （令和7年3月） | 2 | 2.7 |
| 目標① （令和10年3月） | 6 | 6.0 |
| 目標② （令和10年3月） | 6 | 6.0 |

【目標設定の考え方】

- ・年間6経営体（1経営体あたりの経営面積1ha以上）の参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ・関係機関（JA、西讃農業改良普及センター、市農林水産課等）と連携し、就農前の相談活動等により農地や施設等の情報提供を行う。
- ・農業委員並びに推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。
- ・貸借又は売買可能な農地の情報提供に努めるとともに、新規参入者が借り受け又は買い受けしやすいフォローアップ体系を構築する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

- ・新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

観音寺市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、観音寺市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声かけ等による意向把握
- ・「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な協議・見直しへの協力等